

名古屋市「介護サービス情報の公表」指定調査機関募集要項

(目的)

第1条 この要項は、介護保険法第115条の35で義務づけられた「介護サービス情報の公表」制度（以下、「介護サービス情報公表」という。）に関する信頼性の確保を図るため、介護保険指定事業所から本市に報告された公表事項の内容を確認するための調査を実施する機関（以下、「調査機関」という。）の募集等に関し、必要な事項を定める。

(調査機関の種類)

第2条 募集する調査機関は、別紙1に記載する全ての介護サービスに関して調査を実施することができる機関であるものとする。

(指定要件)

第3条 調査機関の指定要件は別紙2のとおりとする。

(指定手続等)

第4条 調査機関として指定を受けようとする法人は、次の各号に定める書類を市に提出し、審査を受けるものとする。ただし、本市により既に指定を受けている法人は、(3)～(7)について提出を要しないものとする。

- (1) 「介護サービス情報の公表」指定調査機関指定申請書（別紙様式1）
- (2) 調査の事務の実施に関する計画
- (3) 定款等申請に係る意思の決定を証する書類
- (4) 申請者の代表者及び役員の経歴書
- (5) 調査機関の管理者の経歴書
- (6) 調査機関の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 調査に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (8) 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表及び損益計算書
- (9) 申請者が指定を受ける者として適当でない者に該当しない旨を誓約する書面
- (10) 調査機関の事務所の平面図
- (11) 従業者及び調査員の勤務体制および勤務形態を記載した書類
- (12) その他指定に関し必要と認める事項

(審査結果の通知)

第5条 前条に定める申請がなされたときは、その申請内容を審査し、その結果について、申請がなされた月の翌々月の開庁日の初日に申請者に通知するものとする。

(調査機関の指定)

第6条 市は、前条の審査結果に基づき「介護サービス情報の公表」指定調査機関指定通知書（別紙様式2）を申請者に交付するものとする。

2 市は調査機関を指定したときは、当該機関の名称、連絡先等の情報を愛知県及び介護保険指定事業者に周知する。

(有効期間)

第7条 調査機関の指定の有効期間は、指定時における名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間の終期までとする。

(変更の届出)

第8条 第4条で定める申請書類記載事項に変更が生じた場合（名称及び住所を除く）、調査機関は変更の事由が発生した日から30日以内に「介護サービス情報の公表」指定調査機関変更届出書（別紙様式3）に必要な書類を添付し、市に届出なければならない。ただし、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときについては、変更しようとする日の2週間前までに、届出なければならない。

(調査等)

第9条 市は、必要があると認めるときは、調査機関に対し書類の提出を求め、調査機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができるものとする。

2 調査機関は、前項の調査等について協力するものとする。

(指定の取消)

第10条 市は、指定した調査機関が以下の各号に該当する場合、調査のうえ、指定取消をすることができる。

(1) 第3条に規定する指定要件のいずれか一つが欠けた場合

(2) 次に掲げる行為を行った場合

- ア 介護サービス情報公表の信頼性を損なうような調査を行うこと。
- イ 事業者から金品を受け取ること。
- ウ 守秘義務に反すること。
- エ 介護サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。
- オ 法令に違反する行為を行うこと。
- カ 調査事務以外の行為を行うこと。
- キ その他上記各号と同等と市長が認めるもの。

(指定取消しの手続き等)

第11条 前条に定める指定取消しの手続きについては、以下の各号に定めるところによるものとする。

する。

(1) 市は、調査機関について、指定要件が具備されているか等を確認するため、書類の提出を求め、調査機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができる。

(2) 調査機関は、前号の調査等が実施されるときは、積極的に協力するものとする。

(3) 市は、調査機関としての要件を欠く等具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求め、是正されない場合には指定を取り消すものとする。

2 市は、指定を取り消すときは、「介護サービス情報の公表」指定調査機関取消通知書（別紙様式4）を交付する。

（審査請求）

第12条 取消し等処分に対し不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求することができる。なお、3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することはできない。

2 市は前項の規定による審査請求書を受理した場合は、再度審査し結果を通知しなければならない。

（調査事業の廃止）

第13条 調査機関が調査事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに廃止の理由を付して「介護サービス情報の公表」指定調査機関廃止届出書（別紙様式5）を市に提出するものとする。

2 市は、前項の調査事業の廃止届出書を受理した場合は、遅滞なく愛知県及び介護保険指定事業所に周知するものとする。

（その他）

第14条 この要項に定めるもののほか、指定するにあたり必要な事項は別に定める。

附 則

本要項は、平成30年5月1日から施行する。

介護サービスの区分（全 49 サービス）

		調査票の構成区分		
居住系 A	1	●訪問介護 ○夜間対応型訪問介護		
	2	●訪問入浴介護 ○介護予防訪問入浴介護		
	3	●訪問看護 ○介護予防訪問看護		
	4	●訪問リハビリテーション ○介護予防訪問リハビリテーション		
	5	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
居室系 B	6	●福祉用具貸与 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ○特定介護予防福祉用具販売		
	7	●居宅介護支援		
通所・特定施設系	8	●通所介護 ○地域密着型通所介護 ○療養通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護		
	9	●通所リハビリテーション ○介護予防通所リハビリテーション		
	10	●特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) ○特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型) ○地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) ○介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) ○介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)		
		11	●特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) ○特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型) ○地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) ○介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム) ○介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)	
			12	●認知症対応型共同生活介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護
			13	●小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護
	14		●複合型サービス	
	入所系	15	●介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護	
16		●介護老人保健施設 ○短期入所療養介護(介護老人保健施設) ○介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)		
17		●介護療養型医療施設 ○短期入所療養介護(介護療養型医療施設) ○介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)		
18		●介護医療院 ○短期入所療養介護(介護医療院) ○介護予防短期入所療養介護(介護医療院)		

(注) 1 ●印＝主たる介護サービス、○印＝付随する介護サービス

2 「居宅療養管理指導」、「介護予防支援」は、介護サービス情報公表の対象外

「介護サービス情報の公表」指定調査機関の指定要件

1 調査機関の要件

- (1) 関係政省令により規定される指定調査機関の指定要件を満たしていること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 当該法人が調査しようとする介護サービスを、当該法人が自ら提供していないこと。
- (4) 当該法人が調査しようとする介護サービスを現に提供する事業者の役員、職員、3親等以内の血縁関係者又はこれらであった者が、当該法人の役員の過半数を占めていないこと、又は、法人の定款等に、調査事務に関して当該法人の理事会と区分して業務を決定することを定めているとともに、調査事務に関する会計を当該法人の会計から区分し、特別の会計として経理すること。
- (5) 当該法人が調査しようとする介護サービスを現に提供する事業者が、当該法人の会員の過半数を占めていないこと、又は、法人の定款等に、調査事務に関して当該法人の会員の決定と区分して業務を決定することを定めていること。
- (6) 調査事務に関して知り得た事業所の秘密について、調査事務に携わる役員及び職員以外の者に漏らしてはならない旨を規定した運営規程を整備していること。
- (7) 調査事務の運営内容について、毎年度公表する旨を規定した運営規程を整備していること。
- (8) 調査員を常勤換算で、2名以上おくこと。
なお、調査員は、愛知県が実施した調査員養成研修を受講した者であること。
- (9) 調査対象地区は名古屋市全域とし、特定の地域に限定しないこと。
- (10) 調査に係る事務所を県内に置き、本調査にあたって相当な知識を有し、調査時に発生した質疑又はトラブル等に対処できる担当事務職員を配置、又は連絡体制が整備されているなど円滑な事務処理ができる体制がとられていること。
- (11) 調査対象となるすべての種類の介護サービスに対応できるよう、調査員を確保している又は確保の見込みがあること。
- (12) 本市において、6か月間で50件以上の調査が実施できること。
- (13) 調査結果の報告は、インターネットを利用した電子データでの対応が可能であること。
- (14) その他、必要な事項は市長が別に定める。

2 1 (2) 法人格を有している者のうち、次に掲げるものに該当する場合は対象としない。

- (1) 介護保険法及びその他の法令（介護保険法施行令第35条の5で掲げられた法律）の規定により刑に処され、その執行を受け又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない場合。
- (2) 「介護サービス情報の公表」指定調査機関、地域密着型サービス外部評価機関又は福祉サービス第三者評価機関の指定を取り消され、2年を経過しない場合。
- (3) 法人の役員に、上記2(1)に該当する者がある場合。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

「介護サービス情報の公表」指定調査機関指定申請書

(あて先) 名古屋市長

法人所在地
法人名
代表者

印

平成 年度からの「介護サービス情報の公表」指定調査機関として指定を受けたいので、名古屋市「介護サービス情報の公表」指定調査機関募集要項第4条の規定に基づき、次の書類を添えて申請します。

記

- (1) 調査機関の基本情報 (別紙)
- (2) 調査の事務の実施に関する計画
- (3) 定款等申請に係る意思の決定を証する書類
- (4) 申請者の代表者及び役員の経歴書
- (5) 調査機関の管理者の経歴書
- (6) 調査機関の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 調査に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (8) 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表及び損益計算書
- (9) 申請者が指定を受ける者として適当でない者に該当しない旨を誓約する書面
- (10) 調査機関の事務所の平面図
- (11) 従業者及び調査員の勤務体制および勤務形態を記載した書類
- (12) その他指定に関し必要と認める事項

別紙

指定調査機関の基本情報

ふりがな 調査機関の名称							
調査事務を行う事務所の所在地							
連絡先	電話				FAX		
事業開始予定年月日 (継続の場合は不要)	平成 年 月 日						
調査機関の管理者 職・氏名							
申請者が調査しようとする介護サービスを現に提供する事業者の役員、職員、3親等以内の血縁関係者の有無						有 ・ 無	
従業者・調査員の数		事務職員		調査員			
		専従	兼務	介護支援専門員等		その他	
			人数	常勤換算	人数	常勤換算	
	常勤(人)						
	非常勤(人)						
	計						
調査員の年齢・性別の構成	区分		男		女		計
	40歳未満		人		人		人
	40歳～49歳		人		人		人
	50歳～59歳		人		人		人
	60歳～69歳		人		人		人
	70歳以上		人		人		人
	計		人		人		人

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(別紙様式2)

健介保第 号
平成 年 月 日

「介護サービス情報の公表」指定調査機関指定通知書

法人所在地
法人名 様
代表者

名古屋市長

名古屋市「介護サービス情報の公表」指定調査機関募集要項第6条第1項の規定に基づき、調査機関として指定します。

記

- 1 調査機関の名称・所在地
- 2 法人の名称・所在地
- 3 指定の有効期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

担当 健康福祉局高齢福祉部介護保険課
電話

(別紙様式3)

平成 年 月 日

「介護サービス情報の公表」指定調査機関変更届出書

(あて先) 名古屋市長

法人所在地
法人名
代表者

印

「介護サービス情報の公表」指定調査機関の内容に変更が生じたので、名古屋市「介護サービス情報の公表」指定調査機関募集要項第8条の規定に基づき、次のとおり届出します。

記

1 調査機関名・所在地

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

3 変更年月日

4 変更理由

5 添付書類等

(別紙様式4)

健介保第 号
平成 年 月 日

「介護サービス情報の公表」指定調査機関指定取消通知書

法人所在地
法人名
代表者

様

名古屋市長

名古屋市「介護サービス情報の公表」指定調査機関募集要項第10条の規定に基づき、調査機関の指定を取り消します。

記

- 1 調査機関の名称・所在地
- 2 法人の名称・所在地
- 3 取り消しの理由

担当 健康福祉局高齢福祉部介護保険課
電話

(別紙様式5)

平成 年 月 日

「介護サービス情報の公表」指定調査機関廃止届出書

(あて先) 名古屋市長

法人所在地

法人名

代表者

印

「介護サービス情報の公表」指定調査機関の調査事業を廃止したいので、名古屋市「介護サービス情報の公表」指定調査機関募集要項第13条第1項の規定に基づき、次のとおり届出します。

記

- 1 廃止予定年月日
- 2 廃止の理由
- 3 添付書類 (指定通知書)